

スポーツ
問 ☎ 508213

ウイステリアカップ(新体操)

日時 3月24日(日)午前9時30分開会
会場 市民体育館
種目 ▽幼児の部 ▽個人徒手競技・集団演技 ▽小学生の部 ▽個人徒手競技・集団演技 ▽ジュニアの部 ▽個人徒手競技・団体競技 ▽シニアの部 ▽個人徒手競技・団体競技
対象 市内在住・在学・在クラブの人
参加料 1000円
申し込み 3月6日(水)までに参加料を持ってスポーツ課へ

知的障がい者水泳教室

日時 ▽第1期 ▽4月6日、5月11日(5月4日を除く) ▽第2期 ▽5月18日、6月15日 ▽第3期 ▽6月22日、7月20日(各期とも土曜日・5回) 午前8時30分～9時30分
会場 みずとびあ藤岡
対象 市内在住・在学で知的障がいのある小中学生および高校生

春のボウリングフェスタ



日時 3月17日(日)午前9時15分～9時45分受け付け
会場 藤岡ボウル
種目 ▽ハウスボウルの部 男女混合 ▽マイボールの部 男女別
対象 市内在住・在勤・在学の人および市ボウリング協会会員
定員 56人(先着順)
参加料 ▽一般 ▽2000円 ▽高校生以下 ▽1500円

申し込み・問い合わせ 3月16日(土)までに藤岡ボウル(☎242570)へ

健康福祉

ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の親が就業に役立つ一定の専門資格(看護師・調理師など)を取得するために6カ月以上養成機関で修業し、資格取得が見込まれる場合、給付金を支給します。
給付額 ▽非課税世帯 ▽月額10万円 ▽課税世帯 ▽月額7万5000円
※修業終了後に一時金の支給もあります(▽非課税世帯 ▽5万円 ▽課税世帯 ▽2万5000円)
支給期間 修業期間の全期間(上限4年間)
その他 通信課程での資格取得も対象です
高卒認定試験合格者支援 高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親または子どもが、高等学校卒業程度認定試験(高卒認定試験)の合格を目標とする場合に、合格時給付金は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給
自立支援教育訓練給付 ひとり親家庭の親が就業に結びつく資格を取得するため指定講座を受講し修了した場合、受講費用の一部を支給します。対象講座の受講費用の一部を補助します。
給付額 左表のとおり

	通信制	通学または通学および通信制併用
受講開始時給付金	受講費用の最大4割(上限10万円)	受講費用の最大4割(上限20万円)
受講修了時給付金	受講費用の最大5割(受講開始時給付金と合わせて上限12万5,000円)	受講費用の最大5割(受講開始時給付金と合わせて上限25万円)
合格時給付金	受講費用の1割(受講開始時給付金および受講修了時給付金と合わせて上限15万円)	受講費用の1割(受講開始時給付金および受講修了時給付金と合わせて上限30万円)

健康マイレージ

日時 3月4日(月)午前10時～11時30分
会場 保健センター
内容・対象 ①健康マイレージポイントを1ポイント付与②「G・WALK+」で2月中に24万歩達成した人③ゴミ袋セットと交換④健康マイレージポイントを5ポイント貯めた人⑤マイレージポイントのさかのぼり付与⑥健康づくり課が担当する対象の検診を受けた時にマイレージポイントが付与されなかった人
持ってくる物 ▽健康マイレージポイントカード ▽1カ月24

もっと知りたい!

藤岡市のこと

日本初! 天然記念物・冬桜の樹木状況を3D化!

市では、国の名勝・天然記念物に指定されている冬桜について、ドローンによるレーザー測量で樹木の生育状況を3D化するなど、最新の技術を適用した調査を行っています。通常は山の地形の調査などが対象のドローンレーザー測量ですが、樹木の状況を3D化したのは日本初となっており、国の天然記念物である冬桜を守るため、調査研究に力を入れています!

「10年、20年先の都市環境を創造するまちづくり」をテーマとした藤岡市の施策を紹介します。

問い合わせ 秘書課(☎402200) 文化財保護課(☎235997)

3D化で分かること

木の被圧状況=木を立体的に見ることで、冬桜がほかの樹木から受けている影響を視覚的に見ることができます

冬桜を守るための取り組み

▷専門家による委員会を設置し、生育状況調査や土壌環境、病害などの学術調査を実施
▷土壌の改良や施肥などの肥培管理



樹木状況が3D化された冬桜

福祉医療制度の手続き

福祉医療制度とは、子どもや障がいのある人、ひとり親家庭などで下表に該当する人が医療機関を受診したときに、医療費の一部負担金を県と市で助成する制度です。
対象者には「福祉医療費受給資格者証(受給資格者証)」が交付され、医療機関で支払う保険診療分の一部負担金が無料になります。この制度は認定を受けないと適用されないため、認定を受けていない人は申請してください。また、すでに認定を受けた人で氏名・住所・障がい等級・健康保険証などに変更があったときは

対象	資格要件	申請に必要な物
子ども	出生から18歳(年度末)まで	健康保険証
障がいのある人	身体障害者手帳1級・2級・3級・4級(言語機能障害のみ) 障害年金1級・2級 療育手帳A判定・B判定 特別児童扶養手当1級・2級	健康保険証・障がいの程度を証明する手帳や証書
ひとり親家庭	18歳(年度末)までの子どもを扶養しているひとり親家庭	申請前に相談してください
父母がいない子ども	18歳(年度末)までの父母のいない子ども	

その他 ▽受給資格の氏名・住所・健康保険証の変更届出
受給資格者証の再交付申請および子どもの認定申請は電子申請が可能です。福祉医療制度以外にも医療費助成制度(自立支援医療・指定難病など)

があり、福祉医療制度より優先して適用されます。ほかの医療費助成制度が利用できる人は申請してください。障がい利用している人が入院時食事療養費の助成を受けるときは、市民税非課税世帯の人が保険者に申請して交付される「標準負担額減額認定証」の提示が必要です。提示しない場合、1食460円の自己負担が発生します。令和5年8月から所得制限が導入され、障がいを理由に福祉医療制度を利用している人で、本人および配偶者または扶養義務者に一定の所得がある人は、福祉医療制度の助成を受けられない場合があります。▽5年10月に県が子どもの受給資格対象者を18歳(年度末)まで拡大したことを受け、中学生以下の人に有効期限を延長した受給資格者証を2月中旬に送付します。申請は不要です。新しい受給資格者証が届いたら古い受給資格者証は自宅で破棄してください
申請・問い合わせ 保険年金課(☎402259)

イベント

図書館情報

講座・教室

募集

スポーツ

健康福祉

その他